

平成 30 度事業計画

I はじめに

平成 29 年は、7 月の九州北部豪雨に始まり 9 月、10 月には大型で強い台風が立て続けに日本列島を横断するなど、多くの自然災害が各地に甚大な被害をもたらした。また、東日本大震災の被災 3 県で業務再開を希望する水産加工施設は 93%まで業務再開を果たしているが、震災直前水準以上に売上が回復した水産加工業者は 21%、売上が 8 割以上回復した水産加工業者は 47%であり、売上の回復が遅れている。

こうした中、今年度も国産塩安定供給のための需給バランスの監視作業を続けてきたが、塩需要量はいまだに震災以前の水準に回復していない。

塩の販売については、生活用塩の減少傾向が依然として続いている中で、通期では 92 万トン程度と見込まれている。

国内製塩業に過大な負担をもたらす石油石炭税については、平成 28 年度末に、平成 32 年 3 月末までの軽減措置が決定されたが、関係方面へ機会がある都度、脆弱な企業体力について説明を実施した。

海外石炭事情（アジアの一般炭需要）については、中国政府が環境面への配慮並びに産業構造改革の一環として石炭の過剰生産解消に乗り出し、不足分の対応については、輸入に切り替えた結果、石炭価格は急騰した。そのため、中国政府は中国国内基準価格を定め、価格が大幅に変動した場合には、減産若しくは増産する施策を打ち出し、石炭価格の安定化に取り組んでいるものの、価格が高騰している。また、供給国である豪州、インドネシアも新たな鉱山の開発ができないため供給はタイトになり構造的に簡単に解決できない課題を抱えている。

海上運賃については、上記に述べた通り、アジア新興国での石炭需要増に伴い、船舶需要も増加。一方で、長年続いていた海運市況の低迷から脱却する為に、船舶の解撤が進められ、供給量が減少。これらの事情から、海運マーケットは緩やかに回復に向かっている。そのような状況下において、石炭価格並びに運賃は前年度と比較して高騰し、為替問題も絡み、国内製塩の安定操業・事業存続が危惧される状況に変わりはない。

関税問題については、政府は昨年 7 月、日欧 EPA(経済連携協定)に大筋合意、11 月には、米国を除く 11 か国で TPP（環太平洋経済連携協定）の発効に大筋合意に至り、詰めの作業を急いでいる。

塩の安全・安心への取り組みについては、H A C C P ・ I S O 22000 の考え方を取り入れ、食品衛生法の趣旨・原則に基づいて定めた「食用塩の安全衛生ガイドライン」に、食品防御及び A I B 国際検査統合基準の考え方を充実し、工場の現場レベルでの管理体制をより強化させた内容の第 5 版により、会員 3 工場に対してガイドライン維持審査を実施した。

このほか、外部セミナーへの参加、ホームページ等の改定、消費者からの電話対応等を通じて「塩の正しい情報」の普及に努めた。

II 平成 30 年度基本方針

我々は、国民生活に不可欠な良質な塩を、膜濃縮せんごう法により安定的に供給することを使命とし、「安全・安心・国産塩」を取り組みの柱に据え、広く国民から共感を得ていくこととする。
上記の基本認識に立って、今年度の事業運営の重点を次の通りとする。

1 国産塩の安定供給への取り組み

日本の製塩業は、膜濃縮せんごう法によって国民生活に不可欠な良質の塩を安定供給することを使命とし、その効率化を図ってきた。我々の務めは、塩の安定供給を将来にわたり継続するために必要な生産体制をより維持・強化していくことであり、不断の設備投資を行っていく。

また、災害発生等の緊急時においても、会員相互の支援体制を確保し、ユーザーへ供給する。

(公財)塩事業センターの生活用塩供給業務等の諸施策に協力することにより、生活用塩の安定供給に努める。

2 安全・安心への取り組み

「食用塩の安全衛生ガイドライン」については、今後とも、食品防御及びA I B基準を含め、市場の品質要求に対応した改定とその着実な実施に努め、さらに徹底した管理を行っていくこととする。厚生労働省では、HACCPによる衛生管理をすべての食品製造業種に義務化する食品衛生法等の改正法案の提出が予定されており、膜濃縮せんごう法の「食用塩の安全衛生ガイドライン」においても、適切に改定作業を実施する。

また、膜濃縮せんごう塩の品質上の優位性と卓越した品質管理体制を各種媒体を通じてより強力に訴求することとする。

3 環境に配慮した事業活動

地球温暖化、廃棄物等の環境問題は、我々一人ひとりの生活に関わるばかりか、企業の活動基盤に関わる問題であり、環境問題への取組みは、企業の存続と活動に必須の要件とされ企業の信頼性評価の重要な要素となっている。

そのため、各々の業務に関連する環境法令を遵守するとともに、環境に関する規則に則り行動し、会社の事業活動に伴う環境影響を最小限に止める。

4 「石油石炭税の軽減措置」への取り組み

石油石炭税の上乗せ税率分の軽減措置については、引き続き、国内製塩企業の経営に与える影響に鑑み、次回の税制改正時においても実現できるよう、広く要請行動を続けていくこととする。

また、今後の地球温暖化・温室効果ガス削減等環境問題を捉えて、会員は石炭に替わる代替エネルギーについて、種々のエネルギー供給のインフラを含めた事業所の立地、財務基盤及び今後の塩の需要予測を基に不断に検討することとする。

5 塩産業界全体を包含した組織化への取り組み

塩産業界の置かれている現状（産業構造、企業構造、技術格差、国際状況等）を踏まえ、現在設立目的・財政基盤を異にする塩業の各団体が、縹渺たる目的では、更なる横断的な組織化は覚束ない。塩産業界全体を包含した組織化について、塩業の各団体とあるべき姿論を議論する。

6 情報の収集と提供

塩を取り巻く厳しい環境と激しい変化に対応するため、国内製塩業に影響を与える可能性のある近隣諸国及び国内塩産業の動向に注視し、財務省・（公財）塩事業センター等関係機関・団体との連携をより密にする。また 2018 ワールドソルトシンポジウムに参加する等情報の収集を行い、会員各社に対する迅速・的確な情報の提供に努める。

7 コンプライアンスの実践

当会は、コンプライアンスの実践を事業の最重要課題のひとつと位置づけ、すべての会員、役職員が法令・諸規則等の遵守はもとより、社会規範に即した誠実かつ透明性の高い行動をとることにより、もってコンプライアンスに根差した事業活動をとって当会の理念の実現を図る。